

公立大学法人青森公立大学国際芸術センター青森館長嘱託規程

平成21年4月1日

規程第43号

改正 平成24年 3月規程第 13号

平成25年 3月規程第 25号

令和 6年 2月規程第 1号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人青森公立大学職員就業規則（平成21年規程第36号。以下「正職員就業規則」という。）第2条第2項の規定に基づき、同条第1項第9号に掲げる国際芸術センター青森館長（以下「館長」という。）の嘱託に関し、必要な事項を定めるものとする。

(嘱託期間)

第2条 館長の嘱託期間は3年とし、再任は1回とする。ただし、再任の場合における嘱託期間については、2年とする。

(職務)

第3条 館長の職務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 国際芸術センター青森の管理運営及び事業実施に関すること。
- (2) その他必要な業務

(勤務時間等)

第4条 館長が業務に従事する日、業務の時間及び休暇に関する事項は、嘱託を行う都度定めるものとする。

- 2 館長の嘱託に当たっては、前項に規定する事項のほか、その他嘱託の条件を明示するものとする。

(報酬等)

第5条 館長の報酬は、月額とし、法人内の他の職員との均衡を考慮して理事長が定めるものとする。

- 2 前項の報酬の支給方法及び支給日は、正職員就業規則の適用を受ける職員の給料の支給方法及び支給日に準じて支給する。

(費用弁償)

第6条 館長がその職務を行うために出勤するとき又は旅行するときは、これに要する費用の弁償として旅費を支給する。

- 2 前項の旅費の額は、公立大学法人青森公立大学旅費規程（平成21年規程第84号）の規定による事務職員6級相当額とする。

(報告)

第7条 館長は、理事長の定めるところにより、執務の状況について報告書を提出するものとする。

(退職)

第8条 館長が嘱託期間の途中で退職する場合は、法人に退職願を提出し、その承認を受けるものとする。

(嘱託の解除)

第9条 法人は、館長が正職員就業規則第62条第1項各号に掲げる事由に該当する場合は、その嘱託を解除することができる。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、館長の嘱託について必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年規程第13号)

(施行期日)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年規程第25号)

(施行期日)

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行日以前に任用されている館長については、嘱託期間を2年とし、再任の場合における嘱託期間については5年とする。

附 則 (令和6年規程第1号)

(施行期日)

この規程は、令和6年2月1日から施行する。